**大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準**

平成27年5月に改正国民健康保険法を含む「医療保険制度改革関連法」が成立し、平成30年度から都道府県が国民健康保険（以下「国保」という。）の財政運営の責任主体として、市町村とともに国保を運営することとなり、令和６年度に保険料水準の完全統一を達成した。

これまで、市町村国保における繰上充用金は多額となっており、平成27年度時点においても、繰上充用を行っている保険者が43保険者中15保険者となっていたことから、国保制度改革に向けた環境整備として、さらなる健全運営に努め計画的な赤字解消を図ることが喫緊の課題として、「大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準」（以下「府独自基準」という。）を策定し、府独自基準に該当した保険者においては、大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画（以下「解消計画」という。）を策定し、繰上充用の解消に努めてきたところ。

その結果、大阪府内の市町村国保の財政状況については、令和５年度決算で、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用が継続している保険者は43保険者中１保険者となっている。

そのため、残る１保険者の平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用が解消されるまでの間、府独自基準については引き続き運用するとともに、平成27年度以降、府独自基準の見直しが行われていないことを踏まえて、改正することとした。

なお、令和６年度以降、新規に繰上充用金が生じ、以降も継続する場合には、平成30年1月29日付け保国発0129第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づいて、国が定める赤字削減解消計画の策定を行い、解消を図ることとする。

また、府独自基準については、これまでと同様に昭和46 年11 月25 日付け保発第36号厚生省保険局長通知をベースにするとともに、平成30年1月29日付け保国発0129第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知における累積赤字にかかる定義等も踏まえ、府独自の項目等を盛り込んだ計画策定を求めることとしている。

**１　解消計画の策定対象となる保険者**

解消計画にいう累積赤字とは、平成30年1月29日付け保国発0129第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知において定義されている、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額とする。

解消計画の策定対象となる保険者は、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用が継続している保険者とする。

解消計画を策定した保険者は、同計画に基づき、確実に平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用の解消に努めるものとする。

また、解消計画は、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用が解消したと府が認めるまで継続する。

なお、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用が解消したと府が認めた場合は、解消計画の実施期間中であっても同計画は終了するものとする。

**２　解消計画の内容**

「解消計画」は、単年度収支を均衡のうえ、解消計画に定めた期間までに平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額を全額解消する計画とすること。

ただし、取り得る措置を全て講じたとしても、解消計画に定めた期間までに平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額を全額解消できないと認め得る合理的な理由がある場合は、府と協議のうえ解消計画の実施期間の延長も可能とする。

なお、解消計画の実施期間を延長した場合においても、毎年度の解消額を設定し、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用の全額解消する計画を策定すること。また、盛込むべき具体的内容は次のとおりとする。

（１）基本方針

・平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額解消のための保険料(税)や、一般会計からの繰入れ等での対応を記載すること。

・平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額を全額解消する計画とし、計画期間は、原則として対象となった年度から策定することとし、その終期の設定にあたっては、府と協議することとする。

・解消計画の見直しをする団体は、翌年度以降の計画を再度策定することとする。

・解消計画を策定する際は、市町村長、財政担当部局等と十分な調整を行った上で、実現可能な計画を策定すること。

（２）過去５年間の累積収支の状況

・対象となった年度の前年度を含め過去５年度とする。

（３）前年度、現年度の予算（当初・最終）及び決算の状況

・年度ごとに、府が市町村に対して行う指導監督で用いている「国民健康保険事業の実施に関する調書」の様式を用いて記載すること。

（４）過年度の単年度赤字の要因

・年度ごとに具体的に数字を積み上げて要因を分析すること。

※要因分析は次の視点等により行うこと。

→視点１　保険料(税)算定に係る分析（算定上の料率(金額)と確定料率(金額)との乖離、予定収納率の乖離）　〔医療・後期・介護ごとに行うこと〕

→視点２　予算額と決算額の状況からの分析（保険給付費、公費収入等の見込み誤り）。

→視点３　適切な一般会計繰入が行われているか

（５）各年度の具体的な施策ごとの解消額

・具体的な解消手段ごとに数値の積上げを記載すること。

【解消手段】

（ア）保険料(税)算定・賦課の適正化による単年度収支の均衡

（イ）平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金相当額解消の財源

①　保険料(税)での対応

②　収納率向上（特に滞納分）

③　一般会計からの繰入れ（解消分。一般会計からの法定分の適正な繰入れ計画を併せて記載すること。）

④　その他（医療費適正化の推進：保険給付費の見込額を上回る適正化）　等

３　解消計画の提出

保険者は、計画を策定した場合は、府の定める期限までに、大阪府知事あて提出すること。

４　解消計画の住民への周知及び公表

対象となった保険者は、解消計画について地域住民に周知し、その内容について理解を得るよう努めること。

府は、保険者が策定した解消計画の透明性を図り実効性をより高めるため、大阪府ホームページにおいて公表する。

５　その他

府が必要と認める時は、随時、府独自基準について必要な見直しを行う。

平成24年7月13日制定

平成27年9月30日改正

令和６年12月20日改正